

アメリカン・エクスプレス メンバーシップ・リワード・プログラム 会員規約 — コーポレート・カード会員用 —

ご注意:アメリカン・エクスプレス・コーポレート・カード会員(会員番号の上5桁または6桁が3761-5、または3761-74、3761-75、3761-76、3798-80のカードをお持ちの方)で、且つメンバーシップ・リワード・プログラムにご登録の方は、この会員規約が適用になりますのでこちらをご一読ください。もし、この会員規約に拘束されることにご同意いただけない場合は、直ちにメンバーシップ・リワード・センターまでご連絡のうえ、登録申し込みをお取り消しください。

第1条(規約の目的)

- この規約は、アメリカン・エクスプレス・カード・サービス事業に関してアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下、「当社」といいます。)が企画・運営するメンバーシップ・リワード・プログラム(以下、「プログラム」といいます。)において会員に提供される特典・便益の内容及びカード会員がこの特典・便益を受けるための条件を規定するものです。
- この規約は、アメリカン・エクスプレス・コーポレート・カード会員規約(以下、「会員用規約」といいます。)に追加して適用されます。別段の定めがない限り、会員用規約に定義されている用語は、この規約においても同一の意義を有するものとします。
- 当社は必要であると認めるときは、何時でもこの規約を変更することができるものとします。

第2条(対象カード及び対象会員)

- 当プログラムの対象となるカードは、当社が日本国内で発行するアメリカン・エクスプレス・コーポレート・カードのうち、当該法人会員から当社に対し、事前に参加するための登録があり、その登録した法人会員に属するカードで当プログラムに登録されたコーポレート・カード(以下、「対象カード」といいます。)です。
- 当プログラムの参加登録にあたっては、カード会員は申し込みの意思を当社に通知するものとし、当社に提出するものとし、プログラム年会費として4,400円(税込)を当社からの請求に従い、通常のカード利用代金と同様に当社に支払うものとし、プログラム年会費は登録後にお支払いいただくものとし、お支払いいただいたプログラム年会費は一切お返しできません。法人会員またはカード会員から特段の連絡がない限り、当該登録は1年ごとに自動更新されるものとします。
- 当プログラムにおいて提供される特典・便益は、この規約に定めるところにより、対象カードの利用額に応じて各カード会員に対してのみ与えられます。

第3条(当プログラムの特典・便益)

当社は、対象カードの利用額に応じて次条に従い与えられるポイントにより交換できる特典・便益を随時設定し変更できるものとし、これを対象カードのカード会員に対し随時通知または公表します。

第4条(ポイントの付与)

- 対象カードの各利用毎に、当該利用金額100円につき1ポイントが当該利用額を当社が処理した日の属するプログラム年度分としてカード会員の対象カードに累積されます。但し、当該請求書に係る請求額全額の支払いがないときは、支払額の如何を問わず、当該支払額はポイントの対象にならないものとします。また、付与されたポイントは当社に属するものとし、カード会員はポイントについて所有権を有するものではありません。当社が指定する特定の加盟店での利用代金については、当該金額200円につき1ポイントが累積されます。
- 前項のポイントの対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入代金を含みます。但し、次のものは含まれません。
 - 遅延損害金
 - ギフトクーポンの購入代金(購入手数料を含みます。)
 - トラベラーズ・チェックの購入代金(購入手数料を含みます。)
 - キャッシング・サービスの利用額
 - キャッシング・サービスに係る利息・手数料
 - 対象カードの年会費、第2条の当プログラムの年会費、及び

第9条の「メンバーシップ・リワード・プラス」参加費

- 会社一括請求の航空運賃
 - 会社一括請求の旅行代金Edyへのチャージおよび
 - Edy、モバイルSuica、SMART ICOCAへのチャージおよびこれらの利用額
 - 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社の特に定める利用代金及び手数料
- 各プログラム年度とは、対象カードのカード会員が申し込みの意思を通知し、当社が登録を認めた月の当社が定める日及びその翌暦年以降の各暦年の応当日を起算日とする各1年間の期間をいいます。
 - 各プログラム年度において累積したポイントが年度末においてポイントが残存する場合、当該ポイントは、翌々プログラム年度の末日までこれを特典・便益に交換することができるものとし、翌々プログラム年度の末日までにその全部または一部が特典・便益に交換されなかったときは、その残存するポイントは同日において失効するものとします。
 - 前項の規定に拘らず、(1) 第9条の「メンバーシップ・リワード・プラス」特典(従前の規約における「トラベラーズ特典」を含む)に、2004年4月1日時点において登録している対象カード、および同日以降新規に登録した対象カード、および、(2) 同日以降第7条に基づき特典交換した対象カードの残存ポイントについては、失効しないものとします。
 - 本条のポイント算定の対象となった利用額について、物品・サービスの購入の取消等により利用額の調整があった場合、当該調整に応じその時点のポイントの累積残高の調整を行います。海外での物品・サービス購入時のタックス・リファンド手続きにより、対象カードに返金が生じた場合も同様とします。

第5条(ポイントの合算)

- カード会員が本規約に定める対象カードのほか一枚以上のアメリカン・エクスプレスのカード(アメリカン・エクスプレス・カード、アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード等を含む。但し、当社所定のものを除く。)を保有する場合において、当該会員から当社に対して申し出があったときは、当該申し出に係る各カードのポイントを合算することができます。この場合、合算したポイントは当社の指定するカードについて累積したポイントとして取扱い、当プログラム参加についてはこの規約を適用します。
- 前項の会員は、当社に通知して前項の合算の取扱いを何時でも解除することができます。この場合、解除の時までに生じたポイントは前項の指定に係るカードのポイントとし、解除の時以降に生じるポイントは各カードのポイントといたします。

第6条(ポイント数の告知)

- 当社はカード会員に対し、対象カード(前項第1項の合算が行われる場合は、同条の指定に係るカードとします。)の利用額の各月の請求書において、当該請求書の締日の直近のポイント集計日現在のポイントの状況を示します。
- カード会員は、当社のウェブサイトから何時でも対象カードに係るポイントの状況を照会することができます。

第7条(ポイントの特典・便益への交換)

- この規約に基づき特典・便益への交換が可能なポイント数を保有するカード会員は、当該ポイントの全部または一部を使用して特典・便益への交換を当社に対して申し出ることができます。この特典・便益にはポイント移行、その他当社が別途定めるところによる一定の商品・サービスの購入代金への充当を含みます。但し、法人会員または当該カード会員の当社に対する債務に延滞がある場合、この申し出を行うことはできないものとします。

- 前項の申し出に際し、カード会員は、当該申し出の日において有効な特典・便益の中から希望するものを指定するものとします。但し、当社が事情によりカード会員の希望する特典・便益が提供できないときは、カード会員は他の特典・便益を希望し、または、前項の申し出を撤回することができます。カード会員から当社に対して特典・便益への交換の申し出があった場合、当社は会員の登録Eメールアドレス宛てに、申込み確認のメールを発信することがあります。
- 前項但し書に規定する場合を除き、第1項の申し出の取消しまたは撤回をすることはできないものとします。また前二項の申し出により受け取った特典・便益を他の特典・便益と取り替えることはできません。
- 当プログラムに基づく特典・便益として提供された物品・サービスの瑕疵または当該物品・サービスの提供に際して生じた事故に関するクレームは、カード会員と当該物品・サービスを提供した当プログラムの参加加盟店との間で処理するものとし、当社はこれについて一切責任を負いません。
- ポイントの特典・便益への交換移行があった場合、当該ポイントの交換、交換した特典・便益の利用その他会員の当プログラムへの参加に関する事項について当社及びその関連会社は会員その他の者に対して免責されるものとします。
- 当プログラムの下で与えられるポイントまたはこれにより受ける特典・便益について租税公課が課せられる場合、当該租税公課はカード会員の負担といたします。
- 当プログラムに基づく特典・便益として提供される物品・サービス(第9条に基づき、各提携会社が提供する特典、便益を含みます。)については、旅行傷害保険、ショッピング・プロテクション等、カードの利用に通常付帯する特典・便益の提供はありません。
- 当社が、当プログラムに基づく特典・便益として提供される物品・サービス(第8条のリワード・クーポンを含む)をカード会員の登録住所宛てに発送したにもかかわらず、当該会員の受領不能等の理由によりカード会員に届けることができない場合、当社は6ヶ月間保管の後、これを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用したポイントが再び有効となることはありません。

第8条(リワード・クーポン)

- 前条の申し出において、カード会員がその希望する特典・便益として参加加盟店より物品・サービスの提供を無償で受けることのできるリワード・クーポンを選択した場合、カード会員は当該クーポンに記載する有効期間中に当該クーポンに記載する指示にしたがってこれを使用するものとします。リワード・クーポンを紛失した場合または有効期間の満了その他の事由によりリワード・クーポンが失効した場合、当社はこれについて一切責任を負いません。
- カード会員がリワード・クーポンに記載する範囲を超えて参加加盟店の物品・サービスを購入した場合、その代金はカード会員と当該参加加盟店との間で精算するものとします。

第9条(ポイント移行)

- カード会員が、参加航空会社、参加ホテル、その他等プログラムに参加する提携会社(以下、「提携会社」といいます。)のフリークエント・フライヤー・プログラム、フリークエント・ステイヤー・プログラム、またはその他のポイントプログラムに加入している場合、当該会員は、この規約に基づき特典・便益への交換が可能なポイントの全部または一部を、本条に定めるところに従い、各提携会社が提供するプログラムの自己名義のプログラム口座に移行することができます(以下、「ポイント移行」といいます。)
- ポイント移行にあたり、一部提携会社によっては別途参加費が必要となる場合があります。ただし、第5条のポイントの合算が行われる場合、同条の指定に係る対象カードのほかは、他の対象カードについて本項の提携会社への参加費の支払いを要しないものとします。
- ポイント移行を希望するカード会員は、当社所定の手続きに従って当社への申し込みを行っていただきます。移行の手続きに必要な期間は、当社および各提携会社の定めるところによるものとします。カード会員は、各提携会社の提供するプログラムに関する規約を遵守するものとします。各提携会社の提供するプログラム

について各提携会社の課する会費等は、カード会員の負担とします。移行されたポイントおよび当該プログラムのその他の事項についての各提携会社の行為については、当社は一切責任を負いません。各提携会社の当プログラムへの参加は予告なく変更されることがあります。一旦提携会社の提供するプログラムに移行されたポイントは、当プログラムのポイントに戻すことはできません。カード会員が海外にある提携会社へのポイント移行等を申し込まれる場合には、当該海外提携会社に対し申込内容の達成に必要な最小限の個人情報を提供します。当該海外提携会社の所在する外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および当該海外提携会社が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報その他参考となる情報は当社のホームページをご確認ください。

- この規約に基づき特典・便益に交換可能なポイントを各提携会社の提供するプログラムに移行する際に適用される換算率、移行単位および移行可能なポイントの上限(年間)については別紙1-1に規定する通りとします。
- 前項の規定にかかわらず、当社が別途提供する「メンバーシップ・リワード・プラス」特典に登録しているカード会員は、別紙1-2に規定するより有利な条件でポイント移行ができるものとします。同特典への登録にあたっては、カード会員は当社所定の登録手続きに従うものとし、特典参加費として毎年3,300円(税込)を当社からの請求に従い通常のカード利用代金と同様に当社に支払うものとし、特典参加費は登録後にお支払いいただくものとし、お支払いいただいた特典参加費は理由のいかんを問わずお返ししません。カード会員から特段の連絡がない限り、当該登録は1年ごとに自動更新されるものとします。同特典への登録日までに累積したポイントおよび登録中に累積されたポイントで、この規約に基づき特典・便益に交換可能なものは、本項の規定に基づき移行することができます。同特典に登録中に累積したポイントであっても、ポイント移行時に同特典への登録が無い場合には本項の適用はありません。同特典への登録への有無により、ポイント移行以外の特典・便益への交換においても異なる取り扱いがなされることがあります。
- 当社は、随時別紙1-1および別紙1-2を変更することにより、ポイント移行に関する換算率、移行単位および移行可能なポイントの上限(年間)を変更することができるものとします。

第10条(当プログラムの参加資格の終了および参加取消)

- 対象カード会員資格が事由の如何に拘らず終了した場合、その時点までに当該カードについて累積したポイントはそのカード会員資格終了時において失効するものとします。
- 前項に拘らず、カード会員の対象カードが同法人会員の他のアメリカン・エクスプレス・コーポレート・カードに切り替えられた場合、切り替え前の対象カードについて累積したポイントは切り替え後のアメリカン・エクスプレス・コーポレート・カードのポイントとして引き続き有効とします。
- 第5条に基づきポイントの合算が行われている場合において、同条第1項の当社指定のカード以外のアメリカン・エクスプレスのカードについてカード会員の会員資格が当該カード会員の責に帰すべき事由により終了したときは、同項の規定に拘らず、当該失効カードの利用額について累積した当該指定カードのポイントは当該カード会員資格の終了時において失効するものとします。
- 法人会員が当プログラムの参加登録について取消を希望する場合は、当社に対し、当プログラムの取消を30日前までに所定の様式の書面にて、当社に提出するものとし、法人会員は同時にカード会員へも通知するものとする。カード会員はその書面記載の取消日をもって、当プログラムの参加資格を失うものとします。
- カード会員が当プログラム参加登録の取消を希望する場合は、所定の方法にしたがって当社に通知するものとします。カード会員はこの参加登録取消をもって当プログラムの参加資格を失うものとします。ただし、前項の場合は、カード会員からの取消の通知は要しないものとします。

第11条(当プログラムの中止等)

1. 当社は、その事業上の必要により、何時でも当プログラムを中止することができるものとします。この場合、当社はその適当と認める方法により予めその旨をカード会員に通知いたします。
2. この規約に基づき交換できる特典・便益の内容は、当社の裁量により何時でもこれを変更することができるものとします。
3. 第9条に定める特典参加費のほか、当社が必要と認めるときは、特別の特典参加費等をお支払いいただくことがあります。

第12条(ポイントに係る紛議等)

1. この規約の下で与えられる対象カードのポイントは当該対象カードのカード会員に限って与えられるものであり、これを他のカード会員その他の者に譲渡することはできません。
2. 対象カードのポイントは金銭的な価値を有するものではなく、この規約に従って特典・便益と交換するために使用されるほか、如何なる場合も、当社はこれを買取ったり、またはこれを見返りに支払をすることはありません。
3. 当プログラムへの参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数またはポイント移行に関する疑義その他当プログラムの運営に関して生ずる疑義は、当社の裁量により決するところによるものとします。
4. 当プログラムへの参加またはその利用に際してカード会員に不正または不当な行為があったときは、当社は何時でも当該会員の当プログラムへの参加資格を取り消すことができるものとし、この場合、その取消の時までに累積したポイントはすべて失効するものとします。
5. この規約に明示するもののほか、当社は当プログラムの運営に関してカード会員その他の者に対し何らの責任を負うものではないものとします。
6. 当プログラムの運営に関して当社がこの規約の条項に従った処理怠った場合においても、当該条項の効力は何ら影響するものではなく、当該条項は引き続きそのまま効力を有するものとします。

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.
〒105-6920 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号

(別紙 表1-1)

「メンバーシップ・リワード・プラス」特典に未登録の場合
換算率・移行単位

JAL	3,000ポイント = 1,000マイル
その他提携航空パートナー	2,000ポイント = 1,000マイル
提携ホテル・グループ	2,000ポイント = 1,250Hオナーズ・ポイント
	2,000ポイント = 990ポイント (Marriott Bonvoy™)
楽天ポイント	3,000ポイント = 楽天ポイント900ポイント

年間移行ポイント上限

ANA	80,000 ポイント = 40,000マイル
-----	-------------------------

(別紙 表1-2)

「メンバーシップ・リワード・プラス」特典に登録している場合
換算率・移行単位

ANA	1,000ポイント = 1,000マイル
JAL	2,500ポイント = 1,000マイル
その他提携航空パートナー	1,250ポイント = 1,000マイル
提携ホテル・グループ	1,000ポイント = 1,250Hオナーズ・ポイント
	1,000ポイント = 990ポイント (Marriott Bonvoy™)
楽天ポイント	3,000ポイント = 楽天ポイント1,400ポイント

年間移行ポイント上限

ANA	40,000 ポイント = 40,000マイル
-----	-------------------------

(2024年3月現在)